

## 随意契約に付する理由書

工事名：大阪府警察本部本庁舎アクティブフィルタ更新工事

本工事は、照明設備や空調設備等の設備機器の高効率化に伴い、通信機器やコンピューターの誤動作および変圧器の過熱の原因となる高調波の発生を抑制するためのアクティブフィルタを更新し、常時良好な状態に維持するために行うものです。

当該設備は、リアクトル、コンデンサ、変圧器及び制御部から構成されており、制御部については、集積回路等のハード及び独自のプログラムソフトの両面で構築されています。当該設備はリアクトル及びコンデンサ、変圧器との互換性をとる必要があるほか、プログラムについても熟知していなければなりません。また、当該設備は納入後約21年が経過しており、設備の期待寿命である15年を大幅に超えており、いつ不具合が発生してもおかしくない状態であり、主要機器であるゲート基板については保守対応も終了しているため、修理が不可能な状況です。

万が一、異常が発生した場合、アクティブフィルタの機能が停止し、本部内の高調波を抑制することができず、本部内で使用している電子・通信機器、サーバー等に障害を及ぼし故障となる可能性があります。

本工事を実施するためには、機器の適切な操作等を請負者の責任において実施する必要があることから、製造業者しか持ち得ない製造図を保有し、当該設備のシステム全体を熟知していることが必要不可欠です。また、工事期間中に故障等が発生した場合は専用の基板や部品の即納、速やかな復旧が求められることから、当該設備の保安体制を確立した事業者でなければ、適切な工事はできません。

以上の理由により、当該設備の製造、施工を行い、保守点検を実施している東芝インフラシステムズ株式会社関西支社から見積書を徴取したところ、見積価格についても適正と認められますので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により、比較見積を省略するものです。